

重要事項説明書 (指定地域定着支援用)

I 指定地域定着支援をおこなう事業所について

(1) 事業所について

運営法人	社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会
法人代表者	会長 大原 喜美子
事業所名称	東村山市基幹相談支援センター
地域相談支援の種類	指定地域定着支援
サービスの主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
東京都指定事業所番号	1333600011号 (平成25年4月1日指定) (平成31年4月1日更新)
事業所所在地	東京都東村山市野口町1-25-15
連絡先 相談担当者名	電話:042-394-1555 FAX:042-393-0411 担当:稲森・西郷・鈴木・坂口
主たる事業実施地域	東京都東村山市全域

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができること
運営方針	関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携をはかり、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 (祝祭日および、12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	ごぜんじ ごごじ 午前9時から午後5時

(4) 指定地域定着支援の可能な日と時間帯

地域定着支援実施日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日 (祝祭日および、12月29日から1月3日までを除く)
実施時間	ごぜんじ ごごじ 午前9時から午後5時
※上記の実施日以外の時間帯は、専用電話で24時間受け付け	

(5) 事業所の職員体制

管理者	いなもり なおたか 稲森 直孝
-----	--------------------

かんりしゃ 管理者・主任相談支援専門員		1名 (常勤・兼務)
職務内容	<p>1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	
そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員		3名 (常勤・兼務2名) (非常勤・兼務1名)
職務内容	<p>1 指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行います。また、自らも基本相談支援及び指定地域定着支援を行います。</p> <p>2 地域相談支援給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</p>	
ちいきでいちやくしえんじゆうじしゃ 地域定着支援従事者		2名 (常勤・兼務1名) (非常勤・兼務1名)
内容	<p>【基本相談支援】</p> <p>しょうしゃとう そうだん おう じょうほう ていきょうどう おこな くしちょうそん しょうがいふくし 障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、区市町村や障害福祉</p>	

	<p>サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【指定地域定着支援】</p> <p>居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整などの支援を行います。</p>
	<p>1名 (非常勤)</p>
職務	<p>地域相談支援給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</p>

## 2 提供する指定地域定着支援の内容

<p>地域定着支援 台帳の作成</p>	<p>利用者との面接により、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、利用者の緊急時において必要となる家族、指定障害福祉サービス事業者、医療機関等の連絡先その他利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成します。</p> <p>台帳作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行います。</p>
<p>常時の連絡 体制の確保</p>	<p>利用者の心身の状況及び障がいの特性等に応じ、適切な方法により、利用者又はその家族と常時の連絡体制を確保します。また、利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。</p>
<p>緊急の事態に おける支援</p>	<p>緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等により状況を把握し、その状況に応じて、利用者の家族、利用者、利用者利用する指定障害福祉サービス、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じます。</p>

※常時の連絡体制の確保及び緊急の事態における支援を行うため、以下の体制をとります。

ようび じかんとく 曜日・時間等	れんらくさき 連絡先	たいおうほうほう 対応方法
月～金 (祝日、年末年始を除く) 9時～17時	042-394-1555	じむしょこていでんわ そろだんたいおう 事務所固定電話にて相談対応。
じょうきいがい 上記以外 およ ぶざいじ 及び、不在時	090-3404-5553	けいたいでんわ そろだんたいおう 携帯電話にて相談対応

### 3 ていきょう していちいきていちゃくしえん りようしゃふたんがく 提供する指定地域定着支援の利用者負担額について

していちいきていちゃく 指定地域定着 しえん 支援	<p>そろだん かか りようしゃふたんがく ほっせい 相談に係る利用者負担額は発生しません。</p> <p>とうじぎょうしょ どうきょうとこくみんけんこうほけんだんたいれんごうかい い か ほうしゅう じゅ 当事業所は東京都国民健康保険団体連合会より以下の報酬を受 りよう 領します。(1単位 10.90円)</p> <p>たいせいかくほひ たんい えん つき ・体制確保費:315単位(3,433円)/月</p> <p>きんきゅうじしえんひ たんい えん つき ・緊急時支援費(I):734単位(8,000円)/月</p> <p>きんきゅうじしえんひ たんい えん ひ ・緊急時支援費(II):98単位(1,068円)/日</p> <p>じょうきほうしゅう じゅりょうご じゅりょうつうち わた かなら ほかん 上記報酬の受領後、受領通知をお渡しますので、必ず保管をお ねが 願います。</p>
こうつうひ 交通費	<p>つうじょう じぎょう じっしちいきいがい ばしょ していちいきていちゃくしえん ていきょう 通常の事業の実施地域以外の場所で指定地域定着支援を提供す る場合は、必要な交通費をいただく場合があります。</p> <p>こうきょうこうつうきかん りよう ばあい うんちん じっぴ 公共交通機関を利用した場合・・・運賃の実費</p> <p>じぎょうしゃ じどうしゃ しよう ばあい ちゅうしゃじょうだい じっぴ 事業者の自動車を使用した場合・・・駐車場代の実費</p>
た ひよう その他の費用	<p>りようしゃ じじょう ひつよう じっぴ ふたん 利用者の事情により必要となる実費をご負担いただくことがありま す。その際は、書面によって利用者への説明を行い、利用者の同意 をいただきます。</p>

### 4 こうつうひおよびた ひよう しはら ほうほう 交通費及びその他の費用の支払い方法について

こうつうひおよび 交通費及びその た ひよう 他の費用の しはら ほうほう 支払い方法につ いて	<p>こうつうひおよび た ひよう していちいきていちゃくしえん じっし つき 交通費及びその他の費用について、指定地域定着支援を実施した月 よくげつ りようげつぶん せいきゅうしょ とど していちいきていちゃく の翌月5日までに利用月分の請求書をお届けします。指定地域定着 しえんじっし きろく ないよう しょうごう せいきゅうづき か き 支援実施の記録と内容を照合のうえ、請求月の15日までに、下記のい づれかの方法によりお支払い下さい。</p>
--	--

(ア)現金での支払い  
 (イ)事業者指定口座への振り込み  
 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。なお、振込手数料は利用者負担となりますので、ご了承ください。

## 5 指定地域定着支援の提供にあたっての留意事項

### (1) 区市町村の支給決定内容等の確認

指定地域定着支援の提供に先立って、受給者証に記載された地域相談支援給付の決定内容・有効期間・地域相談支援給付量等を確認させていただきます。受給者証の住所、地域相談支援給付内容等に変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 担当者の決定等

指定地域定着支援提供時に、担当者を決定します。ただし、緊急時の対応等においては、担当者以外の職員が対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して指定地域定着支援提供上の不利益が生じないように十分に配慮します。  
 利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、管理者などにご遠慮なく相談ください。

## 6 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	生活支援課長 葛野 幸
-------------	-------------

- ②虐待を受けていると思われる場合には、区市町村に通報します。

東村山市役所 健康福祉部 障害支援課(電話:042-393-5111)

③ 成年後見制度の利用を支援します。

④ 苦情解決体制を整備しています。

⑤ 虐待防止のための研修を従業者に対して実施しています。

## 7 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 指定一般相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、指定地域定着支援の契約が終了したあとにおいても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求め</p>

られた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

## 8 緊急時の対応方法について

指定地域定着支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 9 事故発生時の対応方法について

指定地域定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定地域定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10 身分証携行義務

指定地域定着支援従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 11 心身の状況の把握

指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 12 連絡調整に対する協力

事業者は、指定地域定着支援の利用について区市町村又は指定特定相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

## 13 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定地域定着支援の提供に当り、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、区市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービ

ていきょうしゃ みっせつ れんけい つと  
 スの提供者と密接な連携に努めます。

#### 14 きろく せいび 記録の整備

- ① そうだん きろく りようしゃ かん くしちようそん つうち かかわ きろく りようしゃ くじよう  
 相談の記録、利用者に関する区市町村への通知に係る記録、利用者からの苦情の  
 ないようとう きろく じこ じようきようおよ じこ さい しょち きろく せいび  
 内容等の記録、事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を整備しま  
 す。
- ② これらの記録は地域相談支援完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して  
 保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。  
 (複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

#### 15 くじょうかいけつ たいせいおよ てしゅん 苦情解決の体制及び手順

くじょう えんかつ てきせつ たいおう たいせい い か  
 苦情に円滑かつ適切に対応するための体制は以下のとおりとします。

<p>じぎょうしゃ まどぐち  <b>【事業者の窓口】</b></p>	<p>しゃかいふくしほうじん ひがしむらやまししゃかいふくしきょうぎかい  <b>社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会</b>          きかんそうだんしえん いなもり なおたか  <b>基幹相談支援センター 稲森 直孝</b>          でんわ ファックス  <b>電話 042-394-1555 FAX 042-393-0411</b></p>
<p>し まどぐち  <b>【市の窓口】</b></p>	<p>ひがしむらやましくしよ  <b>東村山市役所</b>          けんこうふくしぶ しょうがいしえんか  <b>健康福祉部 障害支援課</b>          でんわ ファックス  <b>電話 042-393-5111 FAX 042-395-2131</b></p>
<p>こうてきだんたい まどぐち  <b>【公的団体の窓口】</b></p>	<p>しゃかいふくしほうじん とうきょうとしゃかいふくしきょうぎかい  <b>社会福祉法人 東京都社会福祉協議会</b>          ふくし うんえいてきせいはいんかい  <b>福祉サービス運営適正化委員会</b>          しょうざいち とうきょうとちよだくかんだするがだい  <b>所在地 東京都千代田区神田駿河台1-8-11</b>  <b>東京YWCA会館3階</b>          でんわ ファックス  <b>電話 03-5283-7020 FAX 03-5283-6997</b></p>

16 していちいきていちゃくしえん ていきようかいしよていねんがっぴ 指定地域定着支援の提供開始予定年月日

<small>していちいきていちゃくしえん</small> 指定地域定着支援 <small>ていきようかいしよていねんがっぴ</small> 提供開始予定年月日	年      月      日
---	-----------------

17 じゅうようじこうせつめい ねんがっぴ 重要事項説明の年月日

<small>じゅうようじこうせつめいしよ</small> 重要事項説明書の説明年月日 <small>せつめいねんがっぴ</small>	年      月      日
--	-----------------

じょうきないよう 上記内容の説明をせつめい 事業者からじぎょうしゃ 確かにたし 受けました。う

<small>りようしゃ</small> 利用者	<small>じゅうしよ</small> 住所	
	<small>しめい</small> 氏名	印
<small>だいにん</small> 代理人	<small>じゅうしよ</small> 住所	
	<small>しめい</small> 氏名	印